

糸島市補助金設計書

所管課 福祉支援課

補助金名称	小地域福祉活動補助金
区分	奨励・支援的事業補助
該当例規等	糸島市社会福祉関係団体等補助金交付規程

【長期総合計画体系】

基本目標 1 __みんなが健康で元気なまちづくり

政策 4 __社会福祉の推進

施策 __地域福祉活動の充実を図る

1 補助の目的

校区の特色を活かし、子どもや高齢者、障がい者等への支援（各種サロン、交流活動、乳幼児訪問など）や地域住民に対する啓発を含めた広報活動を行う校区社会福祉協議会の小地域福祉活動事業に対し支援することで、市民の身近な圏域である校区単位での地域福祉の推進を行うため。

2 成果指標

成果指標：校区社会福祉協議会会長・事務局長会議や事務局長会議の開催。
目標値：会長・事務局長会議年 2 回、事務局長会議を年 1 回開催 (H30) 現状維持 (R2)

3 補助対象事業・補助対象者

補助対象事業

小地域福祉活動事業（校区社会福祉協議会実施分）

補助対象者

糸島市社会福祉協議会（市社協から各校区社会福祉協議会へ再補助している。）

4 補助対象(外)経費

補助対象経費

補助対象事業に直接要する経費

事業費（子育て支援、障がい者支援等）、事務費（消耗品費等）、研修費、
役務費（保険料）、旅費等

小地域福祉活動事業（校区社会福祉協議会実施分）@150,000 × 15校区 = 2,250,000円

5 補助率・補助限度額、積算根拠

補助額：1 校区あたり15万円

積算根拠：市社協から各校区社協に助成される基本額25万円の60%

各校区社協での小地域福祉活動事業にかかる対象経費は、約68万円程度のため、補助率にすると、約22%である。

6 補助期間（期間終了後の継続及び終了の判断は、必要性や成果等の検証により行う）

令和 2 年度まで